

社会保障審議会児童部会専門委員会の 議論の状況及び今後の予定について

社会的養育専門委員会について

1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養育専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は4参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 新たな社会的養育の在り方について
- (2) 子ども家庭相談支援体制について
- (3) 里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて
- (4) 施設に求められる役割・機能について
- (5) 社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について
- (6) 自立支援について
- (7) 子どもの権利擁護について
- (8) 社会的養育の計画的な推進について
- (9) その他

4. 委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
青木 建	国立武蔵野学院長 全国児童自立支援施設協議会 顧問
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
犬塚 峰子	大正大学 客員教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
北川 聡子	一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 副会長
熊川 利幸	浦安市健康こども部こども家庭支援センター 所長
桑原 教修	児童養護施設舞鶴学園 施設長 全国児童養護施設協議会 会長
清水 義弘	山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課長
菅田 賢治	母子生活支援施設仙台つばさ荘 施設長 全国母子生活支援施設協議会 会長
玉岡 雄太	東京都福祉保健局少子社会対策部 育成支援課長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
橋本 達昌	児童家庭支援センター・児童養護施設・子育て支援センター 一陽統括所長 全国児童家庭支援センター協議会 会長
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
平井 誠敏	自立援助ホーム慈泉寮 施設長 全国自立援助ホーム協議会 会長
平田 美音	名古屋市児童福祉センターくすのき学園長 全国児童心理治療施設協議会 会長
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増田 喜一	伊奈町 子育て支援課長
松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
森下 宣明	和歌山乳児院 院長 全国乳児福祉協議会 副会長
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科教授
横田 光平	同志社大学大学院司法研究科 教授
吉田 菜穂子	公益財団法人全国里親会 評議員

◎委員長

(敬称略、五十音順)

市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループについて

1. 設置の趣旨

平成28年改正法附則第2条第3項において、施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

また、平成28年改正法において、市町村と都道府県の役割と責務を明確化するとともに、市町村及び児童相談所の体制・専門性強化を図ったところ。

今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた検討を行うため、「社会的養育専門委員会」(以下「専門委員会」という。)の下にワーキンググループを設置する。

2. 構成等

- (1) 構成員は、専門委員会の委員から委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループには座長を置く。
- (3) ワーキンググループには座長代理を置く。座長代理は、座長の指名とする。
- (4) ワーキンググループは、座長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) ワーキンググループの庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

5. 開催経過

- 平成30年8月3日に第24回専門委員会を開催し、平成28年改正児童福祉法附則第2条第3項の規定に基づく検討について議論するため、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループの設置を決定。
- 平成30年9月12日より、ワーキンググループを開催し、12月26日までに計7回議論。同月27日に、ワーキングにおける議論のとりまとめを公表。
- 平成31年1月16日に第25回専門委員会を開催。ワーキンググループとりまとめについて報告。

3. 主な検討事項

- (1) 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化について
 - ・支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方
 - ・要保護児童の通告の在り方
 - ・児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策
- (2) その他

4. 委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 真紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
熊川 利幸	浦安市健康こども部 こども家庭支援センター所長
清水 義弘	山口県健康福祉部こども・子育て応援局 こども家庭課長
浜田 真樹	浜田・木村法律事務所 弁護士
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増田 喜一	伊奈町 子育て支援課長
○ 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

はじめに

- 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下にワーキンググループを設置。
児童福祉法に規定する子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について、平成28年3月の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書を基本とした上で、その後に取りまとめられた報告等を踏まえ、議論を行い、整理した。
- 今後、目指すべき方向性に沿って、対応について速やかに取組を進めるとともに、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置を含め、適切に対応されるべきである。
- また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。

※ 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項 「政府は、法律の施行（2017年4月）後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

1 児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方

（目指すべき方向性）

- ・ 児童相談所において、通告に対する初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要な保護ができる体制が必要。
- ・ 保護機能（調査・評価・保護等の措置を行う機能）も含め適切な対応がとれるよう、児童相談所内での保護機能と支援マネジメント機能（措置後の事案等のマネジメントを行う機能）の機能分け、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進する。
- ・ このため、国において、方向性を示し、各都道府県等において、体制整備の方法を検討、体制整備を進める。
- ・ 地域における切れ目ない支援のため、児童相談所のみならず、市町村における相談・支援体制を強化する。

（対応）

（1）都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようになるための体制整備

① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定

・ 保護機能と支援マネジメント機能に応じた部署分けや、保護の際に対応した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当する対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示し、各都道府県等において、これを踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。

② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化

・ 児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、共に対応できるよう、法令上の措置の検討や財政支援の強化など体制強化の推進方策の具体化を図る。

③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化

④ 保護機能を強化するための研修等の充実

⑤ 外部委託等の推進

（2）市町村等の地域の相談支援体制の強化

① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

・新プランに基づき、児童相談所に市町村支援担当児童福祉司、2022年度までに全ての市町村における要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による市町村の体制強化を図るとともに、ガイドラインの策定等により、要保護児童対策地域協議会の活性化を図る。

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

・新プランに基づき2022年度までに全市町村での設置を促進する。また、子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すこと等により、市町村での子ども家庭相談支援体制の強化を図る。

③ 民間を含めた地域資源の充実

・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用したショートステイ、トワイライトステイ事業等の在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

(3) 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

・国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないよう、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、児童相談所の業務(一時保護所を含む)について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む。

(4) 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

・5年を目途に全ての中核市・特別区における一層の児童相談所の設置促進策を講じるため、法令上の措置の検討を含め自治体の実態把握や関係者間での協議の場の設置など国による更なる設置促進策の具体化を図る。

2 要保護児童の通告の在り方

(目指すべき方向性)

まずは通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要。

(対応)

(1) 通告窓口の一元的な運用方策の提示

・希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する。

(2) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

・市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りや情報収集が行えるよう、研修を新たに実施する。

② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、ガイドライン策定に向けた取組等を推進する。

③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

④ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し

・リスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するなど、より実践的に活用できるものに見直す。

(3) 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化(再掲)

(4) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

・ガイドライン等の策定を行うなど必要な支援を行い、市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進める。

(5) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

・「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

(目指すべき方向性)

- ・児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、いずれもの資質向上が必要。
- ・地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進。
- ・子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材、特に指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の資質について、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討。

(対応)

(1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制等の強化

- ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。都道府県等において専門人材の確保・育成に関する計画を策定する(再掲)。

② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

- ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。

③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

- ・児童福祉司等の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

- ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

⑤ 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化(再掲)

⑥ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化(再掲)

(2) 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討

- ・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上とそれを客観的に把握できる枠組みを検討する必要があることから、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。

(3) 市町村の専門性向上のための体制整備

① 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上(再掲)

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(再掲)

4 子どもの意見表明に関する仕組み等

- ・子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申立てを行うことができることについて、改めて周知徹底を図るとともに、ガイドラインの作成等を行い、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く枠組みを構築する。
- ・全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について検討を行い、全国展開に向けた必要な取組を進める。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

児童虐待については、平成12年に児童虐待の防止に関する法律が制定され、児童相談所の体制強化を始めとした防止対策が講じられているところであるが、死亡事例は後を絶たない状況にある。

そのため、死亡事例について、問題や課題を明らかにし、改善策を講じるため、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は4参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) オブザーバとして警察庁及び文部科学省の参加を求める。
- (4) 専門委員会の庶務は子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室が行う。

3. 主な検討事項

- (1) 児童虐待による死亡事例等の総体的な検証
 - (2) 検証結果から得られた具体的改善策の提言
- ※本専門委員会は審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開

4. 委員名簿

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所弁護士
高橋 温	新横浜法律事務所弁護士
田中 哲	東京都立小児総合医療センター副院長
野口 まゆみ	医療法人西口クリニック婦人科 院長
橋本 和明	花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科教授
山田 和子	和歌山県立医科大学名誉教授

◎委員長

(敬称略、五十音順)

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要）

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成30年10月】

事例概要

平成30年3月2日、養父からの119番通報で、5歳の女児（以下「本児」という。）は医療機関に救急搬送され、その後死亡が確認された。同年3月3日に、養父は傷害容疑で逮捕され、同年6月6日に、養父及び実母が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された。なお、本児は同年1月下旬にA自治体からB自治体へ転居しており、両自治体の児童相談所等の関与があった中で発生した事例である。

事例の経過

H28

- 8.25 児童相談所より市区町村と幼稚園に見守り依頼
- 12.26 屋外に追い出され、傷、こぶがあるため警察が通告し、一時保護

H29

- 2.1 一時保護解除
- 3.19 警察官が本児が1人での発見。傷、あざが確認され、一時保護
- 7.30 一時保護解除
児童福祉司指導措置
- 8.31 医療機関からあざがあると情報提供
- 9.13 医療機関からあざがあると情報提供
- 12月 養父のみ転居

H30

- 1.4 児童福祉司指導を解除

問題点と対応策

(1) 転居前の自治体におけるリスクアセスメント及びソーシャルワーク

① 変化に応じたリスクアセスメントの実施と子どもの安全確保

- 問題点：医学的所見から虐待を疑われるあざ等があったことや暴力が繰り返されていたが、保護者の同意なしの施設入所等の措置（児童福祉法28条）について、児童相談所は医療関係者や弁護士等の専門家に相談せず、発生原因や受傷時期が特定できないこと等を理由に申立てしなかった。
- 問題点：家庭復帰後も複数回あざが発見されていたこと、本児から養父からの暴力を受けている、家に帰りたくない旨の発言があったことを踏まえたアセスメントが児童相談所において十分にできていなかった。
- 児童相談所が行ったリスクアセスメントについて、どの段階においてもリスクアセスメントシートなどの記録が残されていなかった。
- 対応策：児童福祉法28条措置について、医療関係者や弁護士等の専門的な知見を踏まえた対応が必要。専門的な対応を強化するための体制整備も重要。
- 関係機関からあざがあるなどの情報については、子どもの状況確認を速やかに行うとともに、身体的虐待のリスク評価には、医療関係者の専門的な意見を踏まえて判断すべきである。子ども自身に分離の意思がある場合には介入を検討するべきリスクとして捉える。
- 子どもの家庭復帰により家庭の状況が変化し、一時保護解除後にリスクが高まる可能性があることを踏まえて対応する。
- 状況変化があった場合には、その都度アセスメントシートの活用等によるリスクアセスメントを行い、記録する。

② 加害者への関わり

- 問題点：2回の一時保護（いずれも養父からの虐待が疑われていたが、養父に対する指導は十分に行えていなかった。また、家族関係を踏まえたリスクアセスメントや養父への指導が検討されていなかった。
- 対応策：実母、本児のみならず、加害者である養父の家庭における関係など、家族関係全体を踏まえたアセスメントが重要。

③ 関係機関での連携強化

- 問題点：実母は若年出産を経験、本児の家庭はステップファミリーであるが、虐待予防の観点で関係機関と母子保健主管課が連携して対応ができていなかった。
- 幼稚園における見守りの情報が十分に関係機関で共有されていない。本児は幼稚園退園後、所属機関がない状況だった。
- 対応策：若年妊婦については、虐待予防の観点を踏まえ関係機関と母子保健主管課が連携して対応する必要。
- 見守りの情報を市区町村から児童相談所に伝えるとともに、定期的に要保護児童対策地域協議会（要対協）等関係機関で共有し、状況の変化を把握できる体制とする。行政機関等との関わりが少なく、状況把握が難しい未就園児の安全を年1回程度は確実に確認できる体制が必要。

④ 児童福祉司指導の解除

- 問題点：児童相談所は転居の数週間前に転居を判断理由の一つとして、児童福祉司指導を解除したが、転居に伴う家庭環境の変化等をリスク要因と考えれば、児童福祉司指導を解除するべきではなかった。
- 対応策：移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とする。

H30

1.4 児童福祉司指導を解除

1.17 実母、本児、異父弟の転出届提出

1.29 児童相談所間で電話によるケース概要の説明

1.31 転居先の児童相談所へ関係資料が送付される

(2)引継ぎ

①移管元における引継ぎにおける情報等

問題点：移管元の児童相談所からの引継ぎの書類は、ケースの特徴や危険度のアセスメントが不明確であったほか、けがの写真等の客観的な書類も引き継がれていなかった。ケースの要点が不明確であるとともに、口頭での補足説明も十分ではなかった。

対応策：引継ぎの内容は移管元が緊急性を判断するために行ったリスクアセスメントシート及びこれに基づくリスク度の判断（A～C）を添付するとともに、緊急性や重症度が簡潔に伝わる内容とする。あわせて、けがの写真等の客観的な情報を伝えることにより、移管先が緊急性や重症度が十分に判断できる資料の提供が必要。

②移管先における移管時の情報判断

問題点：移管元の児童相談所は転居の数週間前に児童福祉司指導を解除しており、ケース移管として書類の引継ぎを行ったが、移管先の児童相談所では、緊急性の高い事例と判断しなかった。

転居がリスクを高める要因になるということが十分に考慮されていなかった。

対応策：移管先は、移管元からの情報で事例の緊急性、重症度等の判断が十分に把握できない場合には、移管元に十分な情報提供を求めることが必要。また、必ずしも移管元の児童相談所の見立てにとらわれず、送付された記録等から再度、移管先の児童相談所が自らの見立てを構築することも必要。

転居は、それまでの社会資源から切れることから、家族関係が悪化する可能性があることを踏まえたリスク判断をすべき。

③同行訪問等を含む対面での引継ぎ

問題点：移管元と移管先の児童相談所は遠方であることから、対面での引継ぎが行われず、リスクの程度の判断に齟齬が生じた。移管元の児童相談所による並行した支援の実施など、緊急性・重症度を踏まえた引継ぎが行われなかった。

対応策：緊急性や重症度の高い事例では同行訪問による移管元の児童相談所による支援の継続や要対協への出席なども含む対面等での引継ぎを行うことが重要。

④市区町村間や市区町村・児童相談所間での引継ぎ

問題点：転居前の市区町村から転居先の市区町村への引継ぎに比べ転居前の児童相談所から転居先の児童相談所への引継ぎが遅く、転居先の市区町村と児童相談所で直ちに連携した対応ができていない。

対応策：児童相談所が主に関わっている事例については、市区町村間の引継ぎのみならず、市区町村、児童相談所の間でも速やかに情報共有するなどの連携した対応が必要。また、市区町村間（児童福祉主管課、母子保健主管課）の引継ぎでは、事例に合ったそれぞれの機関の役割が明らかになるような引継ぎを行うことが重要。

(3)転居後に引継ぎを受けた自治体におけるリスクアセスメント及びソーシャルワーク

①子どもの安全確認

問題点：実母の拒否等により2度にわたり本児を確認できていない状況の後も、援助方針会議において支援的な関わりが必要であるとの方針を継続し、リスクアセスメントの見直しをしていなかった。

対応策：子どもの安全確認を最優先することが重要。当初、支援的な関わりが必要と考えていた事例でも、安全確認ができない場合には、リスクがあると判断し、速やかに立入調査を行うほか、必要に応じて出頭要請、臨検捜索などの対応を検討する必要がある。

②児童相談所と市区町村の役割

問題点：市区町村が家庭訪問により本児の確認を行おうとした際に、児童相談所がまずは訪問するまで待つよう要請し、その後の役割分担の見直しは行われなかった。

対応策：児童相談所が主導している事例は児童相談所から要対協等で情報共有・役割分担を依頼して対応することが必要。

H30

2.9 家庭訪問するも現認できず

2.20 小学校説明会で現認できず

3.2 本児死亡

国への提言

本事例における対応策は、リスクアセスメント、それを踏まえたソーシャルワーク、子どもの安全確認、関係機関同士の情報共有及び連携など、これまでの死亡事例等の検証でも指摘された内容や、平成28年の児童福祉法の改正をはじめとした虐待防止のために取り組んできている内容が多く含まれている。

本事例を踏まえて、改めて以下のような取組が必要であるとともに、国において、平成28年、29年児童福祉法改正で規定された内容の着実な実施、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）の本事例を踏まえた効果的な実施、これまでの死亡事例等の検証で指摘された事項について、研修等の活用などによる周知、全国で取組が確実に実践されるような体制整備を進めることが必要である。

- 虐待のリスクアセスメントや親や家族関係のアセスメントなど児童相談所職員のアセスメント力を抜本的に向上させるため、客観的な資質の向上に資する人材強化策に取り組むこと
- 要保護児童対策地域協議会における関係機関や医療機関からの情報提供に対する的確に判断できるよう、児童相談所職員のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士等の専門職の常勤配置をこれまで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
- 一時保護等の措置の解除の際や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を具体的に支援するための計画を作成すること、また、計画を確実に実行するため必要に応じて家庭裁判所の勧告制度を活用することの徹底。解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有し、リスクが高まった場合には、客観的なアセスメントに基づき、再度一時保護することの徹底
- 乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児などで、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全確認できていない子どもについて、年に1回は状況を確認すること
- 未就園児等の転入に際して、その地域の福祉保健制度を紹介するための家庭訪問を実施
- 特定妊婦には継続的な支援を念頭に置くことの周知
- 協同面接で得られた情報や結果の取扱いについて、検察庁、警察、児童相談所の3者が共通認識をし、その情報を児童相談所において有効活用することを周知
- 緊急性や重症度の高い事例の引継ぎは、原則、対面で実施し、転居前の自治体は、アセスメントを行ってきた記録を転居後の自治体へ確実に引き継ぐことを徹底
- 通告後、保護者が子どもの面会を拒否する等により子どもの安全確認ができない場合、その事実に対して適切にアセスメントを行った上で、立入調査を実施することの徹底
- 子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神又は発達に様々な悪影響を及ぼしうるため、基本的には不適切であることを徹底するなど、体罰によらない子育ての推進
- 都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組み（児童福祉法第8条第6項）の活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討
- 今回のアセスメントの問題等はこれまでの死亡事例検証でも繰り返し指摘されているが、同様の事態が繰り返されている事実を重く受け止め、全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を確保するための仕組みの検討

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

ひとり親家庭への支援施策の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、5のとおりとする。
- (2) 専門委員会には、委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) ひとり親家庭への支援施策の実施体制について
- (2) ひとり親家庭への就業支援の在り方について
- (3) ひとり親家庭への子育て・生活支援の在り方について
- (4) ひとり親家庭への養育費確保支援の在り方について
- (5) ひとり親家庭への経済的支援の在り方について
- (6) その他

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員名簿

氏名	所属
乙部 公裕	全国母子生活支援施設協議会副会長
合原 佳登理	全国母子寡婦福祉団体協議会母子部長
◎ 小杉 礼子	労働政策研究・研修機構研究顧問
島崎 謙治	政策研究大学院大学教授
○ 新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授
鈴木 和彦	浜松市こども家庭部子育て支援課長
永澤 隆志	山形県子育て推進部子ども家庭課長
町山 貴子	松戸市こども部長
森内 純子	全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長

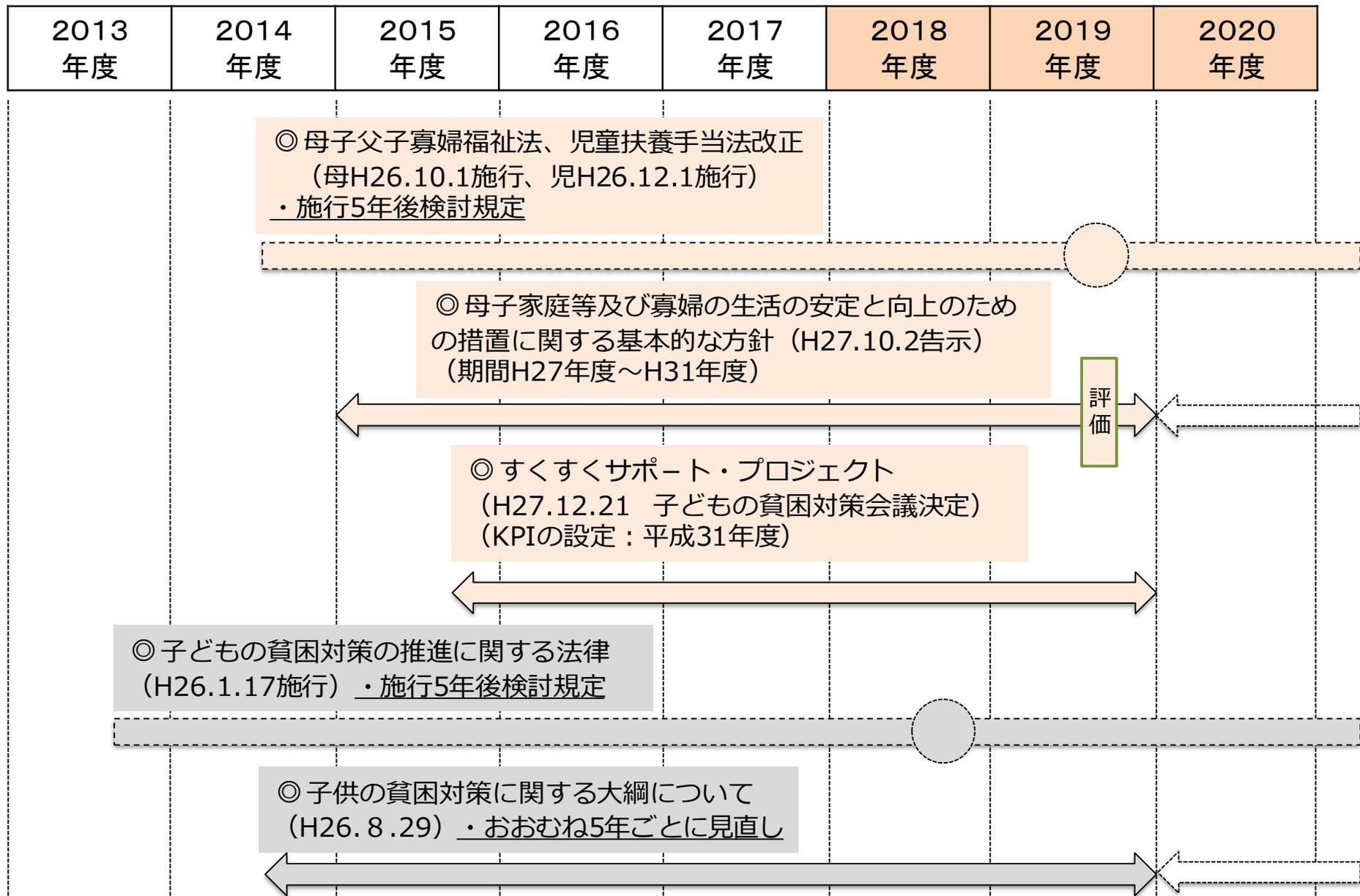
◎は委員長、○は委員長代理

(敬称略)

6. 今後の予定

ひとり親家庭等に関する国の方針(「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成27年厚生労働省告示第417号))の対象期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とされており、平成32年度に向けて改正する必要があること等から、本専門委員会において検討を行う。

(参考) ひとり親家庭への支援施策の今後の検討課題等について



子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、5のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局保育課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1) 届出制等の対象範囲の在り方
- (2) 認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方
- (3) マatchingサイトへの対応の在り方
- (4) 情報提供等の在り方
- (5) その他

4. その他

委員会は原則公開とする。

6. 今後の予定

保育の質の確保は重要であり、特に本年10月から実施を予定している幼児教育・保育の無償化を契機として、いわゆるベビーシッターの質の確保・向上を図っていく必要がある。居宅で保育するというベビーシッターの性質に応じた指導監督が不十分である現状に鑑み、ベビーシッターの指導監督基準を創設することとしており、同基準の在り方を検討するため、3月下旬以降、専門委員会を開催予定。

5. 委員(案)

氏名	所属・役職
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
多田 博史	東京都福祉保健局少子社会対策部 認証・認可外保育施設担当課長
長崎 真由美	公益社団法人全国保育サービス協会 事務局長代理
松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授(児童部会委員)
松永 信隆	千葉県こども未来局こども未来部幼保運営課長
松原 康雄	明治学院大学学長
水嶋 昌子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
吉田 大樹	労働・子育てジャーナリスト

(敬称略、五十音順)

(オブザーバー)

(敬称略)

所 属
内閣府子ども・子育て本部
独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第1課

小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会について

1. 設置の趣旨

「今後の難病対策の在り方(中間報告)」(平成24年8月16日厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会)が取りまとめられたことに伴い、小児慢性特定疾患児への支援の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1)専門委員会委員は、右記4のとおり。
- (2)専門委員会には、委員長を置く。
- (3)専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4)専門委員会の庶務は、健康局難病対策課において処理する。

3. 主な検討事項

- (1)小児慢性特定疾患児への医療費助成の在り方について
- (2)小児慢性特定疾患の登録管理の在り方について
- (3)その他の支援の在り方について

4. 委員

氏名	所属・役職
安達 真一	明星大学教育学部 客員教授
◎五十嵐 隆	国立成育医療研究センター 理事長
石川 広己	公益社団法人日本医師会 常任理事
井田 博幸	東京慈恵会医科大学小児科学講座 教授
及川 郁子	東京家政大学家政学部 教授
岡 明	東京大学大学院医学系研究科生殖・発達・加齢医学専攻小児医学講座 教授
○小国 美也子	鎌倉女子大学児童学部 教授
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科 教授
尾花 和子	埼玉医科大学小児外科 教授
賀藤 均	国立成育医療研究センター 病院長
坂上 博	読売新聞東京本社調査研究本部 主任研究員
高橋 郁美	新宿区保健所長
春名 由一郎	高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター 主任研究員
福島 慎吾	認定NPO法人難病のこども支援全国ネットワーク 専務理事
矢内 真理子	東京都福祉保健局 技監

◎は委員長、○は副委員長

(敬称略、五十音順)

小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会について

開催経過

- 小児慢性特定疾病対策については、2014年5月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、小児慢性特定疾病児童等に対する公平かつ安定的な医療費助成制度の運営、自立支援事業の実施、調査研究の推進等に関する措置を講じているところ。施策の実施に当たっては、本委員会において専門的見地から審議を行っている。
- 最近の本委員会の開催状況は、下記の通り。
 - ・第31回 平成30年10月18日 指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースの利活用の運用について(※)
 - ・第32回 平成30年12月19日 小児慢性特定疾病(平成31年度実施分)の検討について(全体議論)
 - ・第33回 平成30年12月19日 小児慢性特定疾病(平成31年度実施分)の検討について(疾病ごとの個別議論)
 - ・第34回 平成31年1月10日 小児慢性特定疾病(平成31年度実施分)の検討について(疾病ごとの個別議論)等
 - ・第35回 平成31年2月20日 指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースの利活用の運用について(※)
 - ・第36回 平成31年2月20日 小児慢性特定疾病(平成31年度実施分)の検討について(検討結果(総括))

※ 第31回及び第35回は、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会との合同開催。

今後の予定(スケジュール)

- 改正児童福祉法の附則において、「この法律の施行後5年以内を目途として、改正後の児童福祉法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされている。改正児童福祉法の施行は2015年1月であり、2020年1月に施行後5年を迎えることから、上記附則の規定に基づく検討を開始する必要がある。
- そのため、小児慢性特定疾患児への支援に関する専門的事項を検討するために児童部会に設置された「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」において、具体的な検討を行うこととする。
また、検討に当たっては、必要に応じて、他の類似の施策に関する事項を調査審議する審議会(その下に設置された部会及び委員会を含む。)と連携を図りながら行うこととする。
- 「小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会」は、上記の検討結果を児童部会に報告することとし、児童部会は当該報告を踏まえ、審議を行うこととする。